



港湾利用料の値下げ交渉案件から伺える英国法上の「Agreement to Agree」条項の考え方について

執筆者: 大槻 由昭

ご案内のとおり、資源エネルギー取引に関する契約の準拠法は英国法を選択するケースが多く見られるが、このほど、小職において案件業務に関連して、以下のような英国法の判例に触れる機会があったので、直近の事例ではないものの、その内容を分析しておくことは以下の観点から、読者の皆様にとって有益であると考え、本ニュースレターを発行するものである。

本判例は、いわゆる英国法上の「Agreement to Agree」と呼ばれる条項の有効性(法的拘束力)について判示したものの一例であるが¹、特に日本企業が資源エネルギー取引の契約をする際には、契約締結時に合意できなかった事項について「後日協議のうえ合意することとする」と規定しておく場合が数多くあると認識しているところ、本判例は、そのような合意の(英国法上の)有効性について、一定の方向性を見出すことのできる事例であると思われるため、以下のとおりその概要をご報告する。

Associated British Ports 対 Tata Steel UK Limited の判決の概要

当該事例は、鉄鋼メーカーである Tata Steel UK Limited と、英国の港湾管理機関である Associated British Ports(略称 ABP)との間における英国に所在する Tidal Harbour に関する港湾の利用契約に関する紛争である。当該利用契約に基づき、港湾の利用者である Tata Steel UK は、同社の鉄鋼製品の原材料の輸入に必要なものとして Tidal Harbour を継続的に使用することの対価として、港湾の管理者である ABP に対して、所定の利用料を定期的に支払っていた。本件紛争は、当該港湾利用料の価格改

¹ 英国法上のいわゆる「Agreement to Agree」と呼ばれる契約条項の有効性については、古くから英国法の判例において議論及び判断がなされて来た一般法理の一つの類型であり、著名な判決としては、1929年に判示されたテント設備の売買契約に関する判例(May and Butcher vs The King)などがある。なお、日本の民法上においてはこれと同様の法理論自体は見当たらないが、場合によっては、公序良俗(同法 90 条)などの一般法理が妥当する余地もあると考えられる(いずれにしても本ニュースレターの主題ではないため、ここでは割愛させていただくこととする。)

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

定(利用者である Tata Steel UK 側からの値下げ交渉)に関するものである。

ABP と Tata Steel UK とで締結した Tidal Harbour の港湾利用契約において、契約の締結から一定期間経過後において、港湾利用者である Tata Steel UK の所定の事業所の運営(操業)について、「重大な物理的または経済的な事情変更(major physical or financial change in circumstances)」が生じた場合には、一方当事者からの通知によって、当該契約の条件変更についての交渉が開始される旨が規定されていた。本事例は、Tata Steel UK が、当該事由の発生を理由として、ABP 側に契約価格(港湾利用料)の改定(値下げ)交渉を申し入れたものである。

なお、当該港湾利用契約においては、契約条件の(再)交渉が開始された場合に、6 ヶ月以内に当事者間で(改定後の契約条件に)合意できない場合には、当該事項(本件の場合は港湾利用料の改定)について、所定の仲裁人(Arbitrator)の裁定に委ねる旨が規定されていた。

上記の契約条項に基づき港湾利用者である Tata Steel UK から申し入れのあった利用料の値下げ交渉について、これを争う姿勢であった ABP は、裁判において、上記の契約条件の改定にかかる条項それ自体が、いわゆる「合意する合意(Agreement to Agree)」に相当する規定として無効であるとの主張をしたが、裁判所は、結論としてかかる ABP の主張を排斥し、当該契約条項の有効性を認める判断を下している。すなわち、当該契約条項は、「当事者間で価格改定の交渉を行うが、6 ヶ月以内に当事者が合意に達しない場合には仲裁人にその判断を委ねる」という内容の合意をしているのであって、一般に法的拘束力を持たないとされる「Agreement to Agree」条項、すなわち将来における一定の合意形成の約束とは一線を画する条項であると判断した²。

以上のとおり、本事例における主たる判示事項としては、「ある契約に基づく価格その他の契約条件の改定交渉について、所定の期限内に当事者の合意が形成できない場合には、仲裁人その他第三者の判断に委ねる」旨の条項(一種の仲裁条項と解される)の有効性(法的拘束力)が、明示的に認められたという点にあると解される。

上記判決内容から考察される資源エネルギー取引における留意点

冒頭に述べたとおり、資源エネルギー取引については、準拠法として英国法を選択する事例が多く存するところ、その代表的な例として、LNG(液化天然ガス)の売買契約が該当すると思われるので、以下、本判決の趣旨を踏まえて、当該売買契約の中に規定されることの多い「価格見直し条項(price review clause)」について、一定の考察を加えておきたい。

昨今、電力ガスの自由化や再生可能エネルギーとの競合に伴う電力ガスの川下市場の競争の激化を受けて、電力会社やガス会社において、上流のサプライヤーから LNG の供給を受ける際に締結する LNG の売買契約(SPA)において規定する「価格見直し条項(price review clause)」が議論対象となる事例がいくつか見受けられる³。かかる「価格見直し条項(price review clause)」においては、一定のトリガー事由の存在を前提として LNG の売買価格の見直し(price review)を実施する旨、具体的には、一定の期限を区切って、LNG の売主と買主が契約価格の見直し(price review)について協議する旨が定められている事例が見られる。

さらに、当該「価格見直し条項(price review clause)」においては、上記紹介にかかる近時の英国での裁判事例と同趣旨の条項、すなわち、一定の期限内に売主と買主双方による価格改定の協議が整わない場合には、仲裁その他の紛争解決機関に、当該事項についての裁定(判断)を委ねる、とする事例も見受けられるところである。上記に紹介した判例は、先に述べたとおり、長

² 本裁判においては、当該契約条項が、「Agreement to Agree」条項には該当せず、文言どおりの法的拘束力を有すると判断した理由として、文言や法形式のみならず、実質的な理由として、仲裁人に対して委ねられるべき判断事項やその基礎となり得る参照資料等についての一定の考察が加えられているが、紙面の都合上、ここでは結論のみのご紹介とさせていただきます。

³ 直近の事例として、韓国の Kogas が、西豪州の North West Shelf との LNG 売買契約に関して価格の見直し交渉を開始した旨が、2月22日付けで報道されている(<https://www.platts.com/latest-news/natural-gas/singapore/stakes-high-in-kogas-nws-lng-price-dispute-26896507>)

期にわたる契約関係について、期中における契約価格の見直し(改定)が行われることが予定されているような契約条項に関する判断として、LNGの売買契約における「価格見直し条項(price review clause)」についても、その有効性(法的拘束力)を容認する方向性での判決であるということが言えよう。

他方で、先述の英国の事例においては、契約条件の改定に関する当該条項の有効性を争ったABP側から、当該有効性を阻害し得る事由が縷々主張されており、裁判所の判断においてはいずれも有効性を阻害する理由とはならないとして排斥がされているものの、今後、LNGの売買契約の「価格見直し条項(price review clause)」について、万が一その有効性が争われた場合には一定の考慮に値すると思われるため、若干の言及をしておく。すなわち、上記の英国の判例においては、ABP側から、見直し後の契約条件(本件では、港湾の利用料)を裁定すべきとされている仲裁人が参照することが可能な客観的な経済指標が存在しないか、あるいは、当該経済指標が多岐にわたることから、仲裁人において、適切な改定後の価格水準を決定することが事実上(実務上)ほぼ不可能または困難であるとして、改定後の契約価格について仲裁人の裁定に委ねるとした当該条項の法的拘束力ないし有効性自体を阻害する事由として主張がなされた⁴。

翻って、LNGのSPA(売買契約)において「価格見直し条項(price review clause)」を定める場合においても、上記のように、仲裁人において参照が可能な指標等について、当該条項の有効性を争う契約当事者から様々な主張(反論)が出される可能性に留意しておくべきと考える。たとえば、見直し後の契約価格の決定方法について、一定の期間内に当事者同士で合意が形成できない場合に仲裁人の裁定に委ねると規定する場合においても、当該仲裁人の選定方法や資格要件(専門性の有無)等について、契約時において可能な限り明示しておく等の予防策が有益であると思われる。無論、契約時において、ありとあらゆるケースを想定して仲裁人の選定方法や資格要件を規定することには限界があることは当然のことではあるが、上記紹介事例のように、当該契約条項の有効性や法的拘束力そのものについて争われる余地が生じないよう、実際の仲裁の手続き等の実務を踏まえてあらかじめ想定しておくということも、今後必要となってくるケースが出て来るのではないかと思料する。

以上、案件業務において触れる機会があった英国の判例についての紹介と、その判決趣旨からして今後の資源エネルギー取引に関して、一定の考察を加える次第である。



おおつき よしあき
大槻 由昭

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_otsuki@jurists.co.jp

2012年ニューヨーク州弁護士登録。2015年-2017年独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 出向、2012-2014年 新日鐵住金株式会社 法務部国際法務室 出向、2012年 香港のウー・クワン・リー・アンド・ロー法律事務所、2011-2012年 ロンドンのノートン・ローズ法律事務所、2011年 南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2004年 東京大学法学部卒業 当事務所入所。近時の著書に「LNGの売買契約(SPA)の主要条項について」(石油開発時報No.190)

⁴ たとえば、改定後の港湾利用料の算定のために参照すべき経済事情として、以下を含む事由がABP側から主張された:①本件港湾の利用に伴うリスクやそれに関する当事者の責任の程度(利用者が危険物の取り扱い業者であるか等)、②上記①のリスク及び責任の程度に応じて、港湾提供者(ABP)側に要求される港湾施設の保守あるいは維持に要する費用等の金額の多寡、及び③港湾利用者(Tata Steel UK)の企業としての信用リスク全般。

当事務所の資源/エネルギープラクティスチームは、石油、天然ガス、石炭、銅、金属鉱物等の資源の探鉱、開発および生産の上流、LNG、原油、石炭、銅精鉱等の調達等の中流、ならびに発電事業(火力・再生可能エネルギーを含む)、電力ガスの小売等の下流まで、関連する契約・法律問題についてワンストップでリーガルサービスを提供しています。